

平成30年第1回板倉町議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2
第1日 3月6日(火曜日)	
○議事日程	3
○出席議員	4
○欠席議員	4
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
○職務のため出席した者の職氏名	5
開 会 (午前 9時00分)	6
○開会の宣告	6
○諸般の報告	6
○会議録署名議員の指名	6
○会期の決定	6
○町長の施政方針	7
○議案第 1号 板倉町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について	10
○議案第 2号 板倉町職員の給与に関する条例等の一部改正について	11
○議案第 3号 町長、副町長及び教育長の諸給与条例の一部改正について	11
○議案第 4号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	11
○議案第 5号 板倉町国民健康保険税条例の一部改正について	13
○議案第 6号 板倉町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部改正について	14
○議案第 7号 板倉町地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部改正について	15
○議案第 8号 板倉町障害者生産活動センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について	16
○議案第 9号 板倉町介護保険条例の一部改正について	16
○議案第10号 板倉町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について	19
○議案第11号 板倉町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例の一部改正について	19

○議案第 1 2 号	板倉町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について	1 9
○議案第 1 3 号	板倉町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について	2 1
○議案第 1 4 号	板倉町国民健康保険条例の一部改正について	2 2
○議案第 1 5 号	板倉町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	2 3
○議案第 1 6 号	板倉町産業施設及び商業施設誘致促進条例の一部改正について	2 4
○議案第 1 7 号	板倉町小口資金融資促進条例の一部改正について	2 4
○議案第 1 8 号	板倉町公園条例の一部改正について	2 5
○議案第 1 9 号	呂楽館林医療事務組合規約の一部改正に関する協議について	2 6
○議案第 2 0 号	板倉町役場庁舎建設事業建築工事の変更契約について	2 7
○議案第 2 1 号	板倉町役場庁舎建設事業電気設備工事の変更契約について	2 7
○議案第 2 2 号	板倉町役場庁舎建設事業機械設備工事の変更契約について	2 7
○議案第 2 3 号	板倉町役場庁舎非常用電源設備整備事業非常用電源設備工事の変更契約について	2 7
○議案第 2 4 号	板倉町高齢者福祉計画（板倉町老人福祉計画・板倉町第 7 期介護保険事業計画）の策定について	3 2
○議案第 2 5 号	町道路線の廃止について	3 5
○議案第 2 6 号	町道路線の認定について	3 6
○議案第 2 7 号	平成 2 9 年度板倉町一般会計補正予算（第 5 号）について	3 7
○議案第 2 8 号	平成 2 9 年度板倉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）について	3 7
○議案第 2 9 号	平成 2 9 年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について	3 7
○議案第 3 0 号	平成 2 9 年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について	3 7
○議案第 3 1 号	平成 3 0 年度板倉町一般会計予算について	3 8
○議案第 3 2 号	平成 3 0 年度板倉町後期高齢者医療特別会計予算について	3 8
○議案第 3 3 号	平成 3 0 年度板倉町国民健康保険特別会計予算について	3 8
○議案第 3 4 号	平成 3 0 年度板倉町介護保険特別会計予算について	3 8
○議案第 3 5 号	平成 3 0 年度板倉町下水道事業特別会計予算について	3 8
○陳情第 1 号	町道 3 1 7 1 号線の拡幅整備について	4 1
○陳情第 2 号	年金支給の隔月支給を毎月支給に改める陳情	4 1
○陳情第 3 号	町道 2 1 7 9 号線の拡幅整備について	4 1
○散会の宣告		4 1
散 会	（午前 1 1 時 5 0 分）	4 1

第2日 3月7日(水曜日)

○議事日程	4 3
○出席議員	4 3
○欠席議員	4 3
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4 3
○職務のため出席した者の職氏名	4 4
開 議 (午前 9時00分)	4 5
○開議の宣告	4 5
○諸般の報告	4 5
○一般質問	4 5
小森谷 幸 雄 議員	4 5
青 木 秀 夫 議員	5 9
針ヶ谷 稔 也 議員	7 2
荒 井 英 世 議員	8 6
今 村 好 市 議員	9 9
○議案第27号 平成29年度板倉町一般会計補正予算(第5号)について	1 1 3
○議案第28号 平成29年度板倉町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)について	1 1 3
○議案第29号 平成29年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について	1 1 3
○議案第30号 平成29年度板倉町介護保険特別会計補正予算(第3号)について	1 1 3
○散会の宣告	1 1 5
散 会 (午後 3時57分)	1 1 5

第15日 3月20日(火曜日)

○議事日程	1 1 7
○出席議員	1 1 7
○欠席議員	1 1 7
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 1 7
○職務のため出席した者の職氏名	1 1 8
開 議 (午前 9時00分)	1 1 9
○開議の宣告	1 1 9
○諸般の報告	1 1 9
○議案第31号 平成30年度板倉町一般会計予算について	1 1 9
○議案第32号 平成30年度板倉町後期高齢者医療特別会計予算について	1 1 9

○議案第 33 号	平成 30 年度板倉町国民健康保険特別会計予算について	1 1 9
○議案第 34 号	平成 30 年度板倉町介護保険特別会計予算について	1 1 9
○議案第 35 号	平成 30 年度板倉町下水道事業特別会計予算について	1 1 9
○議案第 36 号	板倉町福祉医療費の支給に関する条例の一部改正について	1 2 1
○議案第 37 号	板倉町役場庁舎建設事業外構工事の契約について	1 2 2
○陳情第 7 号	冠水被害等（自然災害）に伴う県条例の見直し及び町独自補償制度の 創設について	1 2 2
○陳情第 1 号	町道 3171 号線の拡幅整備について	1 2 3
○陳情第 2 号	年金支給の隔月支給を毎月支給に改める陳情	1 2 4
○陳情第 3 号	町道 2179 号線の拡幅整備について	1 2 5
○閉会中の継続調査、審査について		1 2 6
○町長挨拶		1 2 6
○閉会の宣告		1 2 8
閉 会	（午前 9 時 41 分）	1 2 8

板倉町告示第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条及び第102条の規定により、平成30年第1回板倉町議会定例会を次のとおり招集する。

平成30年3月2日

板倉町長 栗 原 実

1. 日 時 平成30年3月6日
2. 場 所 板倉町役場議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

○ 応 招 議 員 (1 2 名)

1 番	小 林 武 雄	議 員	2 番	針 ヶ 谷 稔 也	議 員
3 番	本 間 清	議 員	4 番	亀 井 伝 吉	議 員
5 番	島 田 麻 紀	議 員	6 番	荒 井 英 世	議 員
7 番	今 村 好 市	議 員	8 番	小 森 谷 幸 雄	議 員
9 番	延 山 宗 一	議 員	1 0 番	黒 野 一 郎	議 員
1 1 番	市 川 初 江	議 員	1 2 番	青 木 秀 夫	議 員

○ 不 応 招 議 員 (な し)

平成30年第1回板倉町議会定例会

議事日程（第1号）

平成30年3月6日（火）午前9時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 町長の施政方針
- 日程第 4 議案第 1号 板倉町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 5 議案第 2号 板倉町職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 日程第 6 議案第 3号 町長、副町長及び教育長の諸給与条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第 4号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第 5号 板倉町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第 6号 板倉町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部改正について
- 日程第10 議案第 7号 板倉町地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部改正について
- 日程第11 議案第 8号 板倉町障害者生産活動センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第12 議案第 9号 板倉町介護保険条例の一部改正について
- 日程第13 議案第10号 板倉町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について
- 日程第14 議案第11号 板倉町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例の一部改正について
- 日程第15 議案第12号 板倉町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第16 議案第13号 板倉町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
- 日程第17 議案第14号 板倉町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第18 議案第15号 板倉町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第19 議案第16号 板倉町産業施設及び商業施設誘致促進条例の一部改正について
- 日程第20 議案第17号 板倉町小口金融資産促進条例の一部改正について
- 日程第21 議案第18号 板倉町公園条例の一部改正について
- 日程第22 議案第19号 邑楽館林医療事務組合規約の一部改正に関する協議について

- 日程第 2 3 議案第 2 0 号 板倉町役場庁舎建設事業建築工事の変更契約について
- 日程第 2 4 議案第 2 1 号 板倉町役場庁舎建設事業電気設備工事の変更契約について
- 日程第 2 5 議案第 2 2 号 板倉町役場庁舎建設事業機械設備工事の変更契約について
- 日程第 2 6 議案第 2 3 号 板倉町役場庁舎非常用電源設備整備事業非常用電源設備工事の変更契約について
- 日程第 2 7 議案第 2 4 号 板倉町高齢者福祉計画(板倉町老人福祉計画・板倉町第 7 期介護保険事業計画)の策定について
- 日程第 2 8 議案第 2 5 号 町道路線の廃止について
- 日程第 2 9 議案第 2 6 号 町道路線の認定について
- 日程第 3 0 議案第 2 7 号 平成 2 9 年度板倉町一般会計補正予算(第 5 号)について
- 日程第 3 1 議案第 2 8 号 平成 2 9 年度板倉町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 3 号)について
- 日程第 3 2 議案第 2 9 号 平成 2 9 年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算(第 3 号)について
- 日程第 3 3 議案第 3 0 号 平成 2 9 年度板倉町介護保険特別会計補正予算(第 3 号)について
- 日程第 3 4 議案第 3 1 号 平成 3 0 年度板倉町一般会計予算について
- 日程第 3 5 議案第 3 2 号 平成 3 0 年度板倉町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第 3 6 議案第 3 3 号 平成 3 0 年度板倉町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第 3 7 議案第 3 4 号 平成 3 0 年度板倉町介護保険特別会計予算について
- 日程第 3 8 議案第 3 5 号 平成 3 0 年度板倉町下水道事業特別会計予算について
- 日程第 3 9 陳情第 1 号 町道 3 1 7 1 号線の拡幅整備について
- 日程第 4 0 陳情第 2 号 年金支給の隔月支給を毎月支給に改める陳情
- 日程第 4 1 陳情第 3 号 町道 2 1 7 9 号線の拡幅整備について

○出席議員(12名)

1 番	小 林 武 雄	議員	2 番	針ヶ谷 稔 也	議員
3 番	本 間 清	議員	4 番	亀 井 伝 吉	議員
5 番	島 田 麻 紀	議員	6 番	荒 井 英 世	議員
7 番	今 村 好 市	議員	8 番	小 森 谷 幸 雄	議員
9 番	延 山 宗 一	議員	1 0 番	黒 野 一 郎	議員
1 1 番	市 川 初 江	議員	1 2 番	青 木 秀 夫	議員

○欠席議員(なし)

○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

栗 原 実 町 長
中 里 重 義 副 町 長
鈴 木 優 教 育 長

根	岸	一	仁	総務課長
小	嶋		栄	企画財政課長
峯	崎		浩	戸籍税務課長
山	口	秀	雄	環境水道課長
根	岸	光	男	福祉課長
落	合		均	健康介護課長
橋	本	宏	海	産業振興課長
高	瀬	利	之	都市建設課長
多	田		孝	会計管理者
小	野	博	基	教育委員 事務局 会長
橋	本	宏	海	農業委員 事務局 会長

○職務のため出席した者の職氏名

伊	藤	良	昭	事務局長
川	野	辺	晴	庶務議事係長
小	林	桂	樹	行政安全係長兼 議事事務局書記

開 会 (午前 9時00分)

○開会の宣告

○青木秀夫議長 ただいまから告示第7号をもって招集されました平成30年第1回板倉町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

○諸般の報告

○青木秀夫議長 日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

地方自治法第121条の議事説明員は、出席通知のありました者の職氏名をお手元に配付しておりますので、ご了承願います。

次に、監査委員から例月出納検査の結果報告がありましたので、その写しをお手元に配付しておりますので、ご了承願います。

次に、陳情につきましては、お手元に配付しております陳情文書表のとおり、提出されております。

次に、今定例会に付議された案件は、条例の制定議案1件、条例の一部改正議案17件、医療事務組合規約の一部改正議案1件、工事の変更契約議案4件、高齢者福祉計画の策定議案1件、町道路線の廃止、認定議案それぞれ1件、補正予算議案4件、平成30年度予算議案5件、陳情4件であります。

以上で諸般の報告を終わります。

これより日程に従い、議事を進めます。

○会議録署名議員の指名

○青木秀夫議長 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員に

8番 小森谷 幸 雄 議員

9番 延 山 宗 一 議員

を指名いたします。

○会期の決定

○青木秀夫議長 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

今定例会の会期については、2月21日に議会運営委員会を開催しておりますので、委員長より報告願います。

市川議会運営委員長。

[市川初江議会運営委員長登壇]

○市川初江議会運営委員長 皆さん、おはようございます。それでは、本定例会の会期及び日程についてご報告いたします。

本件につきましては、2月21日に議会運営委員会を開催し、協議した結果、会期については本日3月6日から20日までの15日間といたします。

会期の日程ですが、本会議初日の本日は、町長の施政方針演説の後、議案第1号から議案第26号について、提案者から提案理由説明の後、議案ごとに審議決定いたします。次に、補正予算4議案については、提案者から提案理由の説明の後、予算決算常任委員会に付託いたします。なお、本日の本会議終了後、予算決算常任委員会を開催し、審査の上、委員会採決をいたします。次に、新年度予算5議案については、同じく提案理由説明のみを行い、予算決算常任委員会へ付託いたします。次に、陳情第1号から第3号については、所管する常任委員会に付託いたします。

第2日目の7日は、5名の議員が一般質問を行い、予算決算常任委員長に付託した補正予算4議案について、委員長から審査結果報告の後、審議決定いたします。

第3日目の8日は、総務文教福祉常任委員会を開催し、付託案件の審査及び所管事務調査を行います。

第4日目の9日は、産業建設生活常任委員会を開催し、付託案件の審査及び所管事務調査を行います。

休日を挟み、第7日目の12日から第11日目の16日までに予算決算常任委員会を開いて4日間開催し、新年度予算5議案について審査の上、委員会採決をいたします。

第14日目の19日は休会とし、最終日の20日は新年度予算5議案について、予算決算常任委員長による審査結果の報告の後、議案ごとに審議決定をいたします。次に、総務文教福祉常任委員会及び産業建設生活常任委員会に付託した陳情案件について、各委員長から審査結果報告の後、審議決定をいたします。また、閉会中の継続調査、審査について決定し、全日程を終了したいと思います。

以上で報告を終わります。どうぞ本日もよろしく願いいたします。

○青木秀夫議長 報告が終わりました。

お諮りいたします。今定例会の会期については、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○青木秀夫議長 異議なしと認め、今定例会の会期については委員長報告のとおり、本日から20日までの15日間と決定いたしました。

○町長の施政方針

○青木秀夫議長 日程第3、町長より平成30年度の施政方針演説を求めます。

栗原町長。

〔栗原 実町長登壇〕

○栗原 実町長 おはようございます。3月に入りまして非常に暖かくなってまいりましたが、今日から20日までよろしくお願いを申し上げます。

それでは、議長の指名のとおり、本議会を通して新年度1年間に向けた予算案等も含めて、今日のご審議をいただくわけではありますが、それに臨んだ私の所信というか姿勢を表明させていただきます。

さて、平昌オリンピックも日本選手団にとりましては過去最高のメダル獲得で終了しました。それぞれのファンや地元にとりましては、熱気と歓喜の渦の中で寝不足状況にもあった日が続いたようでございまして、テレビやマスコミも連日期待の報道が続いたことで、そのことはさぞかし選手にとっては大きなプレッシャーにもなったであろう中で、よく頑張っていたいただいたなと思います。一方、その舞台裏では、米、中、ソ、日、韓それぞれの北朝鮮核保有に対する国家間の思惑の違いから、スポーツの祭典ではありましたが、その

裏側を通して舞台裏外交も進められていたことはご承知のとおりであります。韓あるいは朝の表向きの融和外交に対し、終了後、早速米国の対朝牽制も含めたトランプ大統領の最強の経済措置も加わり、今後の情勢に影響がどうなっていくのか心配が深まっている状況でもあろうかと思えます。

また、経済面では、ビットコイン、ネム等々、十数種類と言われておる仮想通貨の不正アクセス流出問題も発覚し、マネーロンダリングに最も都合のよいシステムとも言われておりまして、今後その対応も難しさが言われる中、我々の年代ではついていけないSNS関連の問題や新たな知能犯罪防止策も注目をされる所でございます。株価も上昇機運からやや横ばい、下げぎみの傾向が見られ、物価成長2%を引き続き目指す金融緩和策が続くとの見方から、6年にも続く流れの中で、いよいよ出口戦略を求めているかなければならないという、その難しさもあわせて大きくなっていく厳しい金融状況、日銀の状況が予測されるようになります。世界的企業大手は、不安定要因もありながら、史上最高決算が見込まれる中、春闘においてもベアを求める労働者側との折衝も大詰めに入っている時期ですが、どのような合意が打ち出されるのか、大企業と中小企業の格差をどう考えるのか、また働き方改革を最大の柱とした第3次安倍政権の公約に対する厚生労働省の基礎資料データの不信感を抱かせる内容数字の誤りが、連日野党から指摘されており、大きなニュースとなっていることから、今国会においての働き方改革の中心となる裁量労働制についても与党の失態というような形で、現在その先をどう收拾していくかというようなことで論議になっている所でございます。

さて、衆議院をついこの間通過をいたしました、新年度の国の予算案状況を端的に改めて申し上げますと、総額97兆7,128億円、平成29年度対比約2,600億円の増であり、うち公債費は約33兆7,000億円と、対前年マイナス6,776億円でありまして、公債依存度は34.5%であります。国と地方の債務残高合計約1,107兆円、これは28年度決算でそう言われておりますが、年間国家予算の約12年分の借金を抱えての新年度予算と言われております。ちなみに、それを同じく国民1人当たり直しますと、1人当たり約700万円、1世帯当たり4人家族として2,800万円の借金を背負っている現状であります。今日現在では800万円を超え、3,200万円を超えるというような借金時計の裏打ちがあるようであります。

群馬県の平成30年度当初予算案は7,329億8,000万円、対前年当初比プラス84億2,000万円、1.2%増であるそうでございます。県債発行額1,043億円、基金繰り入れ134億円だそうでございますが、これも県債残高1兆2,426億円、年間必要額の約1.7年分、群馬県の1年間の予算の1.7年分の借金を抱えての新予算であります。群馬の未来を創生するための「人づくり」あるいは「暮らしづくり」、「産業活力の向上、社会基盤づくり」の3本の柱を重点とした主な体制整備の施策体系になっております。

そういった国、県の予算編成を踏まえまして、当町におきましては、以下の状況を鑑み、予算編成を進めたものであります。当町の財政状況の基本方針ですが、平成28年度に役場新庁舎建設工事が始まり、その財源として積立金からの繰り入れと町債の借入れを行ったため、平成21年度から増加を続けておりました一般会計の積立金残高は、平成27年度末の37億600万円から平成28年度末には31億1,167万円へと減少に転じ、平成23年度から減少を続けていた町債（借入金）残高も、平成27年度末の37億6,404万円から平成28年度末には38億8,882万円と増加に転じる所でございます。平成30年度は新庁舎の完成年度となりまして、工事費の残高の支払いに加え、移転に伴う経費も相当程度発生することが想定されるため、この傾向は本年ももちろん、来年度においても続いていくことになると思っております。

当町の歳入割合の最上位を占める町税については、企業誘致が着実に進んでいることもあり、3年ぶりに

増加に転じましたが、その反面、地方交付税の減に加え、毎年度5,000万円を超える産業施設設置促進奨励金の支出が今後数年間はさらに続いていくことが予想される中において、近年は毎年のように日本各地で豪雨災害が発生し、水災害対策を必要とする当町にとっては人ごとではない状況でもあります。加えて、昨年北朝鮮による大陸間弾道ミサイル発射の影響もあり、防災に対する意識が高まっている中、下五箇地区の洪水避難タワーの建設あるいは広域広報防災システムの整備、飯野避難拠点の整備、さらには旧八間樋橋の撤去、現役場庁舎の解体、小学校統合によるスクールバスの運行、資源化センターのその後の再利用に対する改修などの大型事業に対する財政需要は尽きないわけでありまして、今後、館林厚生病院の建て替えあるいは館林、板倉、明和によるごみ処理施設の建設、さらに役場新庁舎の建設のための借入金の元本返済、さらにそれに加えて消防本部新設移転工事、それらが立て続けに控えていることを考えますと、これらの課題を一挙に解決することは困難であり、優先順位をつけて1つずつ着実に実施せざるを得ない状況かと見ております。新規事業の実施に当たっては、既存事業の予算を削減するなど、どこに重点を置くかめり張りをつけた思い切った対応策が必要だと思っております。

このような財政運営が求められる中、限られた財源を重点的、効率的に活用するため、創意と工夫で最大限の行政効果が得られるよう、組織の英知を集結して可能な限り経常経費の縮減を図りつつ、第1次板倉町中期事業推進計画及び板倉町総合戦略を基本として、私の基本施策及び地方創生推進に関する施策の実現に向けた予算編成を総合的に行ったものであります。

今年の基本施策として、新年度予算計上について重点的に検討する事項として、新年度予算においては次に掲げるものについては、限られた財源及び今後の財政運営に与える影響を踏まえて、総合的に勘案した上、その予算計上については重点的に検討いたしましたところであり、まずは庁舎建設、移転に要する予算、防災力強化に対する予算、これは広域防災情報伝達システムあるいは洪水避難タワー、ミニ防災ステーション等々であります。さらには健康増進、健康寿命延伸に関する予算、そして生活インフラ整備に要する予算、企業誘致、商業施設誘致の促進に要する予算、産業振興に関する予算、小学校再編に関する予算、そして文化的保存事業に対する予算等々、あるいは合併協議会も事務費的なものも一応重要でありますので、それらの予算を重点的に踏まえた上での予算となっております。

その他全般的な事項につきましても、歳入面においては、町税その他の収納率のなお一層の向上に努めるとともに、活用可能な国庫・県補助金や各種助成金等を再度入念に洗い出すなど、積極的な収入の確保に努めながら、基本政策以外の新規事業にあつては、後年度に発生する事業費も含めた中期的な視野のもと、総合的に勘案して実施の可否を判断するものとし、また事務事業評価等の結果を踏まえてPDCAサイクルの理念のもと、既存事業の改善、廃止、または縮小等について十分検討を行う必要があると思っております。既存事業にあつても、単純に前年踏襲することなく、町民の視線に立って見直すこととし、効率的合理化をより一層徹底した事業内容の精査を実施しながら、必要そしてかつ最小限の事業費としながら、なお周辺自治体との住民サービスに対する格差ができるだけ生じないように情報収集に努め、万一格差が生じている場合は、事業の必要性及び効果を十分に検討した上で対策を講じること。これについては、新規事業と同様に限られた財源の範囲内において対応を検討する姿勢で臨むものとしたところであります。合併法定協議会の審議につきましても、町民の幸せ常に第一義に考えながら、町選出の協議会委員の皆様にもしっかりと対応いただいております。少なからずある2つの自治体の違いをどう乗り越えられるのか、

あるいは無理なのか、今現在原案づくりにそれぞれの立場で真剣に慎重に話し合いを進めておりますし、進めている最中でもあります。今後も委員さんを含め、原案が皆様に説明ができるような内容ででき上がるのかどうか、それらについてのまだ半ばでありますので、今後も注目をしていただきたいとも思っておりますし、当事者我々としては真剣に対応していく所存であります。

以上、新年度に臨む施政方針を述べさせていただきましたが、細部について数字も含めた理由等々も含めて、各委員会での審議をいただきたいと思っております。

今定例会、議案第1号から35号まで上程をいたしました。最終日まで日程に沿ってご協力をいただき、できれば全議案可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。第1回定例会開会に当たりましての所信表明といたします。大変ありがとうございます。よろしくお願い申し上げます。

○青木秀夫議長 町長の施政方針演説が終わりました。

○議案第1号 板倉町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める 条例の制定について

○青木秀夫議長 これより提出された議案の審議に入ります。

日程第4、議案第1号 板倉町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 それでは、早速議案のご審議をお願いすることといたします。

議案第1号についての提案理由でございます。板倉町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定についてでございます。本案につきましては、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律により、介護保険法の一部が改正され、平成30年4月から指定居宅介護支援事業所の指定、指導監督権限が県から町へ移譲されることとなりました。このことに伴い、これまで県の条例で定められていた基準を町の条例で定めることとされたため、制定するものでございます。

以上、ご説明申し上げましたが、細部については担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、決定賜りますようお願い申し上げます。

○青木秀夫議長 落合健康介護課長。

[落合 均健康介護課長登壇]

○落合 均健康介護課長 それでは、議案第1号 板倉町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定につきましてご説明申し上げます。

本案は、ただいまの町長の提案理由の説明のとおり、介護保険法の一部改正によりまして、指定居宅介護支援事業者の指定、監督の権限が県から町へ権限移譲されることに伴う町条例の制定でございます。要介護1から要介護5の要介護状態になった場合においても、ご利用者の方が可能な限り居宅、ご自宅で生活ができるように適切な介護サービスの提供のための居宅介護サービス、いわゆるケアプランと申しますが、このケアプランの作成をするとともに、サービス提供事業者との連絡調整等を行います指定居宅介護支援事業者、

この指定、監督権限が、これまでは都道府県にございましたが、先ほど来申し上げました介護保険法の改正によりまして、平成30年4月1日から市町村に権限移譲されることに伴いまして、これまで厚生労働省令を基準として群馬県条例で定められていた基準につきまして、本町の条例で新たに定めるものでございます。

条例の概要につきましてご説明申し上げます。第1章、総則につきましては、条例の趣旨などの共通事項を定めまして、第2章で人員に関する基準、第3章で運営に関する基準、第4章で基準該当居宅介護支援に関する基準について、厚生労働省令で定める基準に従って定めるものでございます。

なお、本条例中の厚生労働省令の定める基準と変更する部分につきましては、議案書の14ページから15ページの部分となりますが、第32条の記録の整備で規定しております部分でございます。この記録の整備について、ご利用者の方に対する居宅介護支援の提供に関する記録の保存期間につきまして、厚生労働省令におきましては2年ということになっておりますが、群馬県及び他の町の介護保険関係条例で既に規定しております保存期間の5年へと延長して定めるものでございます。

本条例の施行日につきましては、平成30年4月1日からということ考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、ご説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○青木秀夫議長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔なし〕という人あり〕

○青木秀夫議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔なし〕という人あり〕

○青木秀夫議長 討論を終結いたします。

これより議案第1号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○青木秀夫議長 挙手全員であります。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

○議案第2号 板倉町職員の給与に関する条例等の一部改正について

議案第3号 町長、副町長及び教育長の諸給与条例の一部改正について

議案第4号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

○青木秀夫議長 日程第5、議案第2号 板倉町職員の給与に関する条例等の一部改正についてから日程第7、議案第4号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてまでの3議案を一括議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

〔栗原 実町長登壇〕

○栗原 実町長 それでは、続いて議案第2号から4号までの3件は、関連がございますので、一括して説明をさせていただきたいと思えます。

初めに、議案第2号 板倉町職員の給与に関する条例等の一部改正について、その提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、平成29年8月の人事院勧告において、民間給与との格差を埋めるため、俸給月額、勤勉手当及び業務調整手当の額を引き上げるよう勧告がなされたこと並びに同年10月の群馬県人事委員会勧告において、給料月額、勤勉手当及び扶養手当の額を引き上げるよう勧告がなされたことを受け、本町におきましては、群馬県人事委員会勧告に準拠し、所要の改正を行うというものであります。

主な改正内容につきましては、1つ目に、給料表の給料月額を平均0.2%引き上げるもの、2つ目に、勤勉手当の支給月数を年間0.1月分引き上げるもの、3つ目に、扶養手当の子に係る手当額を700円引き上げるもの、4つ目に、55歳を超える課長級職員に対する1.5%減額措置、引き下げる措置が平成30年3月31日で終了するため、これにかかわる規定を削除するものでございます。

以上、板倉町職員の給与に関する条例等の一部改正についてご説明申し上げます。

次に、議案第3号 町長、副町長及び教育長の諸給与条例の一部改正について及び議案第4号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案につきましては、国における一般職の国家公務員の給与改定に伴い、特別職の職員の給与の額を改定する必要があるとの考えを受け、本町におきましても一般職の職員の給与改定に伴い、町長、副町長及び教育長並びに議会の議員の期末手当の額を改定するため、所要の改正を行うものであります。

主な改正内容につきましては、それぞれの期末手当の支給月数を、年間で0.1月分引き上げるものでございます。

以上、町長、副町長及び教育長の諸給与条例の一部改正について及び議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてのご説明であります。

これについては課長の説明は改めて予定をいたしません、議案第2号から議案第4号までの3件を一括してご説明を申し上げたところでございます。よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

○青木秀夫議長 説明が終わりました。

これより3議案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔なし〕という人あり〕

○青木秀夫議長 質疑を終結いたします。

これより議案第2号について討論を行います。討論ありませんか。

〔なし〕という人あり〕

○青木秀夫議長 討論を終結いたします。

これより議案第2号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○青木秀夫議長 挙手全員であります。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○青木秀夫議長 討論を終結いたします。

これより議案第3号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○青木秀夫議長 挙手全員であります。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○青木秀夫議長 討論を終結いたします。

これより議案第4号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○青木秀夫議長 挙手全員であります。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

○議案第5号 板倉町国民健康保険税条例の一部改正について

○青木秀夫議長 日程第8、議案第5号 板倉町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

〔栗原 実町長登壇〕

○栗原 実町長 続いて、議案第5号 板倉町国民健康保険税条例の一部改正についてであります。

本案につきましては、板倉町国民健康保険税の税率改正及び地方税法の一部改正に伴う板倉町国民健康保険税条例の一部改正でございます。国民健康保険につきましては、国の制度改革により、県が平成30年度より財政運営の責任主体となり、市町村ごとの納付金の決定及び標準保険料率等の設定を行うものとされております。町は、決定された納付金を納めるために県が定めた標準保険料率を参考に税率を決定し、県へ納付金を納めることとなります。県が示す標準保険料率につきましては、所得割、均等割、平等割の3方式において算定しており、現在町の保険税率は、所得割、資産割、均等割、平等割の4方式を採用してまいっております。

このたび、県のそういった算定方式が3方式を基準にしていることを踏まえ、さらに近年、資産割が必ずしも担税能力と直結していないことや、将来的には県内の保険税率の統一を目指していることを考慮し、板倉町国民健康保険運営協議会において、慎重に審議も行い、保険税率が急激に上昇しないよう段階的に資産割を縮小及び廃止の方向に、応能割、応益割の均衡がとれるよう、平成30年度から32年度の3年間で、3方式に移行することとされたことから、今回税率改正を行うものでございます。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議をいただきたいと思っております。これにつきましても、

県の流れ、それを踏まえて町のいわゆる審議会も通し、方向性を決定させていただいたものでございますので、改めての課長の説明は予定をいたしておりません。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○青木秀夫議長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○青木秀夫議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○青木秀夫議長 討論を終結いたします。

これより議案第5号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○青木秀夫議長 挙手全員であります。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

○議案第6号 板倉町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化
のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部改正について

○青木秀夫議長 日程第9、議案第6号 板倉町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部改正についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

〔栗原 実町長登壇〕

○栗原 実町長 続いて、議案第6号であります。板倉町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部改正についてでございます。

本案につきましては、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部が改正され、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律が変わって施行されたことに伴い、標記条例の一部改正をするものでございます。

今回の主な改正内容といたしましては、法名称改正に伴い、条例名称を「板倉町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税の特例に関する条例」から「板倉町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税の特例に関する条例」に変更するものでございます。非常に長い名称ですが、名称が変わったということでもあります。

また、法改正に伴い、事業や計画等の名称の変更、また条例中の対応する法の条項について、項ずれが生じるため、条項を変更するものでございます。

以上、ご説明を申し上げましたが、よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

○青木秀夫議長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○青木秀夫議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○青木秀夫議長 討論を終結いたします。

これより議案第6号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○青木秀夫議長 挙手全員であります。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

○議案第7号 板倉町地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例 の一部改正について

○青木秀夫議長 日程第10、議案第7号 板倉町地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部改正についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

〔栗原 実町長登壇〕

○栗原 実町長 引き続き、議案第7号であります。板倉町地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部改正についてということであります。

本案につきましては、地域再生法の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、標記条例のうち関連する条項について改正するものでございます。

今回の主な改正内容といたしまして、法改正に伴い、条例中の対応する法の条項について、項ずれが生じるため、条項を変更するものでございます。

以上、ご説明申し上げました。単純に項ずれが生ずるということでありますので、改めての課長の説明は予定をいたしておりません。ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○青木秀夫議長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○青木秀夫議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○青木秀夫議長 討論を終結いたします。

これより議案第7号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○青木秀夫議長 挙手全員であります。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

○議案第8号 板倉町障害者生産活動センターの設置及び管理に関する条例の一部改正
について

○青木秀夫議長 日程第11、議案第8号 板倉町障害者生産活動センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 続いて、議案第8号をお願いいたします。板倉町障害者生産活動センターの設置及び管理に関する条例の一部改正であります。

本案につきましては、板倉町社会福祉協議会を指定管理者として指定している板倉町障害者生産活動センターの名称を変更するため、条例の一部を改正するものであります。

板倉町障害者生産活動センターは、平成9年4月に開所し、障害のある方の職業訓練や生活訓練を行う施設として、平成18年4月施行の障害者自立支援法において、市町村が実施する地域生活支援事業の中に位置づけられております。その後、平成25年4月に障害者総合支援法が施行され、地域活動支援センターとして規定されました。今回の条例の一部改正は、その名称を法の規定に合わせて、板倉町障害者生産活動センターから板倉町地域活動支援センターへ変更するものであります。改正の内容は、単に題名と名称の変更及び文言の整備でございます。ということでございますので、課長の説明も改めて予定しておりません。

以上、ご審議いただきますようお願い申し上げます。

○青木秀夫議長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

「なし」と言う人あり

○青木秀夫議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

「なし」と言う人あり

○青木秀夫議長 討論を終結いたします。

これより議案第8号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○青木秀夫議長 挙手全員であります。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

○議案第9号 板倉町介護保険条例の一部改正について

○青木秀夫議長 日程第12、議案第9号 板倉町介護保険条例の一部改正についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 続いて、議案第9号をお願いいたします。板倉町介護保険条例の一部改正についてであります。

本案につきましては、介護保険法の規定により、第1号被保険者の保険料は、3年を1期とした事業運営期間ごとに見直しを行わなければならないことから、今後、平成30年度から32年度までの3年間の保険給付及び地域支援事業に要する事業費を見込み、保険料基準額を月額5,300円、年額6万3,600円と算定し、この基準額をもとに、国の示す標準的な9段階及び割合を引き続き採用し、各所得段階の保険料を定める改正を行うものでございます。

加えまして、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律において、介護保険法が改正され、市町村の質問調査権及び罰則規定の範囲が拡大されたため、条例に反映させる改正を行うものでございます。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。これにつきましても、ただいま申し上げたものそのものでございますので、改めて課長の説明は予定いたしておりません。よろしくお願いいたします。

○青木秀夫議長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

今村議員。

○7番 今村好市議員 7番、今村です。

今回の改正につきましては、第1号被保険者の保険料が上がると。3年に1回改定をするということなのですが、基準額において、月額4,700円から5,300円、年額5万6,900円から6万3,600円ということで、月額600円、年額7,200円の増額ということになるのですが、この改正、増額改正の根拠について、簡単に何項目か説明をお願いいたします。

○青木秀夫議長 落合健康介護課長。

[落合 均健康介護課長登壇]

○落合 均健康介護課長 それでは、ただいま今村議員さんからご質問をいただきました改定の根拠ということでご説明をさせていただきます。

まず、3年間の支出の額を計算いたします。その中には今回平成31年10月から消費税の改定の予定がございます。8%から10%の引き上げ、またそれに伴ったその分の引き上げ分で介護報酬のほうの改定等の見込みというのもございます。そういった部分も含んだ中で30年度から32年度の3年間の支出の見込みをまずは立てさせていただきます。それに対しまして、国からの交付金等を見込みまして、また現在町のほうにも準備基金、介護保険の基金がございますので、その中から取り崩しをどれだけ行うかというものを歳入として見込みまして、不足の額を保険料ということで設定をさせていただくものです。今回基金が1億1,800万円ほどございますが、その約8割を繰り入れさせていただいた額で計算させていただいております。

また、先ほどの国からの交付金等につきましては、65歳以上の方の人口に応じて調整交付金というものが参りますが、それが標準的には5%ということになっておりますが、板倉町の現状ですと、まだ75歳以上の

方の割合とか、そういった割合が全国平均より低いということで、5%よりも交付されないという部分がございます。また、第1号被保険者の方、65歳以上の方の負担割合と、40歳以上の方、第2号被保険者の方の負担割合も人口の構成の関係で、現在の割合よりも第1号被保険者の負担をいただく割合が1%増えます。そういったもの等を加味させていただいた中で計算させていただいた結果、月額5,300円ということで、現在よりも600円の値上げをさせていただくような基準額ということで設定させていただいたものです。

以上です。

○青木秀夫議長 今村議員。

○7番 今村好市議員 消費税の改定についてはよく理解ができます。国の交付金については、前年の3年間と今回の3年間については、前年の実績に基づいて、ほぼ同額の交付金は来るという、あとは対象者の増減によってでしょうけれども、来るという見込みなのでしょうか。

それと、基金取り崩しについては、毎回基金の取り崩しをして次の年度に充てるということ、そういう意味も含めて基金はつくっているわけですので、これ当然取り崩しをするのかなということなのですが、もう一方は、介護対象者、高齢者の人数が増えてくるとか、介護認定の内容が変わって、認定者が増えるとか、それによって介護保険全体の費用がかかるので、月額の保険料も上げるという、そういう部分についてはどうなのか。

それと、まだ館林、邑楽郡についても、今回恐らく全ての市町村が議会へ提案されるのだと思うのですが、各関係市町村については増額傾向で、今議会に提案されているのかどうか。その辺も含めて、非公式なのでしょうけれども、まだ決まっていないからなのですが、どれぐらいの上げ幅でほかの市町村についても検討されているのか、もしわかりましたらお願いいたします。

○青木秀夫議長 落合健康介護課長。

[落合 均健康介護課長登壇]

○落合 均健康介護課長 では、何点かでございますが、まず交付金の部分ですが、国からの。これは調整交付金というものがございます。先ほど口頭で申し上げましたが、65歳以上の方の加入割合、特に75歳以上の方につきましては、要介護、介護保険をご利用いただく率が高いということで、75歳以上の方の割合に応じて全国的に平均5%というものを調整されて、75歳以上の方の加入率が多い自治体については高く、少ない自治体については低く、65歳以上で、特に75歳以上の部分が中心となりますが、調整されているという部分です。そこら辺の金額のほうは町のほうでは今後向こう3年、年々板倉は今減っているような状況なのですが、そういった向こう3年の減額という部分が見込まれているということでございます。

それと、当然向こう3年でも新たな施設整備等は予定はしておりませんが、給付率はやはり当然対象者の方が増えて、ご利用いただく方も増えていくということで徐々に給付は伸びていくような見込みということも当然、歳入は減る分とあわせて歳出のほうもふえていくということで推計はさせていただいております。

それと、郡内の状況でございますが、板倉町につきましては4,700円から600円の値上げということでございます。これも非公式という部分でございましたが、これから各市町とも議会のほうに提案されるという予定のところもあると思いますので、参考にとということでございますが、明和町につきましては、現在が5,700円でございます、基準額ですね。月額の基準額は5,700円で5,800円へ100円の値上げということの予定だとい

うこととございます。千代田町につきましては、現在が5,925円とございまして、5,975円へ50円の引き上げの予定ということとございます。大泉町につきましては、現在が5,900円とございます。5,980円へ80円の引き上げの予定ということとございます。次に、邑楽町でございしますが、現在が5,400円とございます。5,400円から5,500円へ100円の引き上げの予定ということとございます。館林市につきましては、現在が5,500円とございまして、この額を5,800円へと300円の引き上げという予定とございます。

今申し上げたとおり、近隣1市4町全て引き上げというような傾向ということとございますので、ご報告をさせていただきます。

○青木秀夫議長 よろしいですか。

ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○青木秀夫議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○青木秀夫議長 討論を終結いたします。

これより議案第9号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○青木秀夫議長 挙手全員であります。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

○議案第10号 板倉町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について

議案第11号 板倉町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例の一部改正について

議案第12号 板倉町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について

○青木秀夫議長 日程第13、議案第10号 板倉町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正についてから日程第15、議案第12号 板倉町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正についてまでの3議案を一括議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

〔栗原 実町長登壇〕

○栗原 実町長 続きまして、議案第10号から、ただいま議長から言われました第12号まで、平成30年1月18日に指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布されたことにより、この国の省令改正に伴う条例改正とございますので、一括してご説明をさせていただくところ

であります。

初めに、議案第10号 板倉町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案につきましては、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準が改正されたため、標記条例の一部改正を行うものでございます。

改正の内容で本町に関係いたしますのは、平成28年度から新規サービスとして導入いたしました指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護、もう一度申し上げますが、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護につきましては、オペレーターに係る基準の見直し、介護・医療連携推進会議の開催頻度の緩和及び地域へのサービス提供の推進に関する改正、指定認知症対応型共同生活介護につきましては、身体的拘束等の適正化についての改正、指定地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護につきましては、入所者の医療ニーズへの対応及び身体的拘束等の適正化に関する改正でございます。

以上が板倉町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正についてでございます。

次に、議案第11号 板倉町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案につきましては、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準が改正されたため、標記条例の一部改正を行うものであります。

改正の内容で本町に関係いたしますのは、指定介護予防認知症対応型共同生活介護につきまして、身体的拘束等の適正化に関する改正でございます。

続いて、議案第12号であります。板倉町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案につきましては、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準が改正されたため、標記条例の一部改正を行うものであります。

改正の内容につきましては、障害者福祉制度の相談支援専門員との密接な連携、公正中立なケアマネジメントの確保及び医療と介護の連携強化に関する改正であります。

以上が、非常に長い名前でございますが、板倉町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正についてということであります。課長の説明は予定をいたしておりません。

以上、議案第10号から議案第12号までを一括して説明申し上げましたが、よろしくご審議をお願いします。

○青木秀夫議長 説明が終わりました。

これより3議案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○青木秀夫議長 質疑を終結いたします。

これより議案第10号について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○青木秀夫議長 討論を終結いたします。

これより議案第10号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○青木秀夫議長 挙手全員であります。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○青木秀夫議長 討論を終結いたします。

これより議案第11号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○青木秀夫議長 挙手全員であります。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○青木秀夫議長 討論を終結いたします。

これより議案第12号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○青木秀夫議長 挙手全員であります。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

○議案第13号 板倉町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

○青木秀夫議長 日程第16、議案第13号 板倉町後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

〔栗原 実町長登壇〕

○栗原 実町長 続いて、議案第13号であります。板倉町後期高齢者医療に関する条例の一部改正であります。

本案につきましては、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律が平成30年4月1日に施行されることに伴い、高齢者の医療の確保に関する法律第55条の2の規定が新設されるため、板倉町後期高齢者医療に関する条例につきまして必要な所要の改正を行うものであります。

主な改正内容につきましては、国民健康保険法の規定により住所地特例の適用を受けた被保険者が、後期高齢者医療に加入した場合にも、この住所地特例を引き継ぐものであります。

以上が要点でございますので、ご説明を申し上げました。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○青木秀夫議長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔なし〕という人あり〕

○青木秀夫議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔なし〕という人あり〕

○青木秀夫議長 討論を終結いたします。

これより議案第13号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○青木秀夫議長 挙手全員であります。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

○議案第14号 板倉町国民健康保険条例の一部改正について

○青木秀夫議長 日程第17、議案第14号 板倉町国民健康保険条例の一部改正についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

〔栗原 実町長登壇〕

○栗原 実町長 続いて、議案第14号をお願いいたします。板倉町国民健康保険条例の一部改正についてということであります。

本案につきましては、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律が平成30年4月1日に施行されることに伴い、国民健康保険法が改正されるため、板倉町国民健康保険条例の改正を行うものであります。

主な改正内容につきましては、改正国民健康保険法により、国、都道府県、市町村の責務が規定されたことから、「町が行う国民健康保険」を「町が行う国民健康保険の事務」に、「事務」を加えるということですね、に改正するものでございます。

次に、改正国民健康保険法により、「国民健康保険運営協議会」の名称が「国民健康保険事業の運営に関する協議会」に改正されたことに伴い、現行の「国民健康保険運営協議会」の名称を継続して使用するため、所要の改正をするものであります。

以上、ご説明申し上げましたが、内容が申し上げましたとおりでございますので、改めてさらに課長の説明を加える予定はございません。よろしくお願ひします。

○青木秀夫議長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔なし〕という人あり〕

○青木秀夫議長 質疑を終結いたします。
これより討論を行います。討論ありませんか。
[「なし」と言う人あり]

○青木秀夫議長 討論を終結いたします。
これより議案第14号について採決いたします。
原案に賛成の方は挙手願います。
[挙手全員]

○青木秀夫議長 挙手全員であります。
よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

○議案第15号 板倉町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例
の一部改正について

○青木秀夫議長 日程第18、議案第15号 板倉町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。
栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 続いて、議案第15号 板倉町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についての提案理由を申し上げます。

本案につきましては、平成29年7月の新制度による農業委員改選により、新たに農地利用の最適化の推進に関する事務が農業委員会の必須事務に位置づけられ、農地利用の最適化に係る活動及び成果の実績に応じた活動費用が国から交付されることとなったため、本条例の一部を改正するものでございます。

なお、この活動実績及び成果については、毎年1月から12月までの活動実績を国に報告し、その実績に応じて交付金が配分され、加算額の上限である月額4万7,000円が配分される交付金の上限となり、応じて交付をされるということになるわけであります。

以上、制度の変わることよっての条例の改正ということですが、よろしくご審議をお願いいたします。4万7,000円加算されるというようなことでございますので、これ以上の説明はございません。

○青木秀夫議長 説明が終わりました。
これより質疑を行います。質疑ありませんか。
[「なし」と言う人あり]

○青木秀夫議長 質疑を終結いたします。
これより討論を行います。討論ありませんか。
[「なし」と言う人あり]

○青木秀夫議長 討論を終結いたします。
これより議案第15号について採決いたします。
原案に賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○青木秀夫議長 挙手全員であります。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

○議案第16号 板倉町産業施設及び商業施設誘致促進条例の一部改正について

○青木秀夫議長 日程第19、議案第16号 板倉町産業施設及び商業施設誘致促進条例の一部改正についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 続いて、議案第16号をお願いいたします。板倉町産業施設及び商業施設誘致促進条例の一部改正についてであります。

本案につきましては、板倉ニュータウン産業用地等の企業誘致促進を目的として、進出企業に対し、町独自の各種優遇措置を講ずるものですが、企業立地促進法の一部が改正され、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律が平成29年7月31日に施行されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

具体的な改正箇所は2点でございます。1点目は、第2条第11号で定める「指定集積業種」を「製造業」へ変更し、当該定義が引用されている第4条第1号の対象事業者についても同様に変更するものであります。

2点目は、第4条第1号の交付額欄に規定する条例の名称を変更するものであります。

以上、ご説明申し上げましたが、課長の説明もこれについても予定しておりません。よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

○青木秀夫議長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

「なし」と言う人あり

○青木秀夫議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

「なし」と言う人あり

○青木秀夫議長 討論を終結いたします。

これより議案第16号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○青木秀夫議長 挙手全員であります。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

○議案第17号 板倉町小口資金融資促進条例の一部改正について

○青木秀夫議長 日程第20、議案第17号 板倉町小口資金融資促進条例の一部改正についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 続いて、議案第17号であります。板倉町小口資金融資促進条例の一部改正についてということであります。

本案につきましては、板倉町小口資金融資促進条例の基本事項を規定する群馬県小口資金融資促進制度要綱が改正され、平成30年4月1日に施行されることに伴い、所要の改正をあわせて行うものであります。

具体的な改正箇所は2点でございます。まず1点目は、融資使途に関する条例第5条第1項第4号に新たに「事業に必要な設備資金（土地を除く。）及び運転資金」の使途を追加し、第3号とし、融資期間に関する第3号を第4号とするものであります。

2点目は、条例の附則にかかわる部分でございますが、借りかえ制度が利用できる融資の申し込み期間を1年延長するものであります。

以上、ご説明申し上げましたが、同じく課長の説明はありません。よろしくお願いを申し上げます。

○青木秀夫議長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○青木秀夫議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○青木秀夫議長 討論を終結いたします。

これより議案第17号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○青木秀夫議長 挙手全員であります。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

○議案第18号 板倉町公園条例の一部改正について

○青木秀夫議長 日程第21、議案第18号 板倉町公園条例の一部改正についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 続いて、議案第18号をお願いすることといたします。板倉町公園条例の一部改正についてであります。

本案につきましては、平成29年6月に都市公園法施行令の一部が改正され、これまで国が一律に定めていた都市公園の敷地面積に対する運動施設の面積の割合の上限について、都市公園を設置する地方公共団体の条例において定めることとなったことから、改正された都市公園法施行令を参酌して、町内の都市公園における運動施設率の上限を100分の50と定めるものでございます。

以上、ご説明申し上げました。よろしくご審議の上、決定いただきますようお願いいたします。

○青木秀夫議長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○青木秀夫議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○青木秀夫議長 討論を終結いたします。

これより議案第18号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○青木秀夫議長 挙手全員であります。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

○議案第19号 邑楽館林医療事務組合理約の一部改正に関する協議について

○青木秀夫議長 日程第22、議案第19号 邑楽館林医療事務組合理約の一部改正に関する協議についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

〔栗原 実町長登壇〕

○栗原 実町長 議案第19号であります。邑楽館林医療事務組合理約の一部改正に関する協議についてということであります。

本案につきましては、邑楽館林医療事務組合理約の一部改正に当たり、地方自治法第286条第2項の規定により、関係市町が協議の上定めることについて、同法第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

具体的な内容につきましては、公立病院と民間病院を客観的に判断できるように、病院の現在の名称「館林厚生病院」から、その頭に「公立」を加え、「公立館林厚生病院」に変更するものであります。

以上、邑楽館林医療事務組合理約の一部改正に関する協議についてご説明を申し上げました。よろしくご審議をいただきますようお願いいたします。

○青木秀夫議長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○青木秀夫議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○青木秀夫議長 討論を終結いたします。

これより議案第19号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○青木秀夫議長 挙手全員であります。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。

10時40分より再開いたします。

休 憩 (午前10時30分)

再 開 (午前10時41分)

○青木秀夫議長 再開いたします。

○議案第20号 板倉町役場庁舎建設事業建築工事の変更契約について

議案第21号 板倉町役場庁舎建設事業電気設備工事の変更契約について

議案第22号 板倉町役場庁舎建設事業機械設備工事の変更契約について

議案第23号 板倉町役場庁舎非常用電源設備整備事業非常用電源設備工事の変更契約について

○青木秀夫議長 日程第23、議案第20号 板倉町役場庁舎建設事業建築工事の変更契約についてから日程第26、議案第23号 板倉町役場庁舎非常用電源設備整備事業非常用電源設備工事の変更契約についてまでの4議案を一括議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 それでは、引き続きご足労いただきますが、よろしくお願いを申し上げます。議案第20号から第23号までの4件は、それぞれ関連がございますので、一括して説明させていただくこととなっております。

議案第20号 板倉町役場庁舎建設事業建築工事の変更契約について、議案第21号 板倉町役場庁舎建設事業電気設備工事の変更契約について、同じく第22号 板倉町役場庁舎建設事業機械設備工事の変更契約について、同じく23号 板倉町役場庁舎非常用電源設備整備事業非常用電源設備工事の変更契約についてを一括してご説明申し上げるところであります。

本4案につきましては、それぞれ議会の議決を経て契約を締結した板倉町役場庁舎建設に係る建築工事、電気設備工事、機械設備工事、非常用電源設備工事の請負契約について、工期延長の必要性が生じたことから、変更契約を締結するに当たり、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものであります。

変更内容につきましては、建築工事の着工が遅れたことによる影響があり、またその後必要となる工事実施期間を確保することから、工期期間を平成30年6月20日から平成30年10月20日へと122日間延長をするものでございます。

契約の相手方につきましては、建築工事が河本・徳川板倉町役場庁舎建設事業建築工事特定建設工事共同

企業体、電気設備工事が菅谷電気工事株式会社、機械設備工事がヤマト・神寛板倉町役場庁舎建設事業機械設備工事特定建設工事共同企業体、非常用電源設備工事が菅谷電気工事株式会社であります。

以上、議案第20号から23号まで、いずれも工期延長による関係での事案でございます。よろしくご審議いただき、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○青木秀夫議長 説明が終わりました。

これより4議案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

今村議員。

○7番 今村好市議員 役場庁舎の建設工事の工期の変更についてなのですが、今提案理由の中でありました着工が遅れたということが大きな変更の理由かなというふうに思っております。実際に着工が予定より何カ月遅れたのか。議員協議会においては2.5カ月ということなのですが、この辺はもう一回確認をさせていただきたいというふうに思います。例えば、2.5カ月着工が遅れたのであれば、工事の内容が全く同じ、工事請負金額の変更も全てない、大きな災害もないということになれば、4カ月ずれる、2.5カ月着工が遅れて、今回の延期の日にちが4カ月というのはちょっとやっぱり合わないのではないのかというのが1点でございます。

この庁舎建設事業の全ての工程管理というのは、具体的にはどこがどういう形でやっているのか。町が設計監理を委託した設計担当業者がやっているのか。最終責任は町にあると思うのですが、仕事の具体的な内容についてはどこがやっているのか。その辺ちょっとお尋ねしたい。金額の変更は全くないということで理解してよろしいのかどうか。

○青木秀夫議長 小嶋企画財政課長。

[小嶋 栄企画財政課長登壇]

○小嶋 栄企画財政課長 それでは、今村議員さんからのご質問、何点かございますので、もし抜け落ちていたらご指摘をいただければと思いますけれども、よろしくお願いたします。

まず、着工の遅れが2カ月半というようなことの確認ということであるかと思いますが、これは当初5月の上旬の着工を予定しておったのですが、現実には7月の中旬にずれ込んだというようなことで、2カ月半の着工の遅れがあったということは間違いございません。

それと、2点目でございますが、着工の2カ月半の遅れとあわせて、4カ月の遅れというのは長過ぎるのではないかというようなご指摘がありました。これにつきましては、先ほどの着工の遅れの2.5カ月と、それともう一つの遅れの理由といたしまして、建築工事によります施工者の実施工程というのがあります。当初町としましては、建築工事を14カ月の標準工期と見込んでおりました。それが実際には施工者による実施工程では15カ月半必要であるということが判明いたしました。そこに1カ月半の遅れが生じております。この14カ月の標準工期と実際にかかります実施工程でございますが、標準工期というのは建物の種類、規模から標準化した工事日数を算出し、概数日数となっております。結果としまして、天候などの要因、または近年建築業界全体としての熟練工の不足や資材調達の困難など、それらも含めまして1.5カ月の延長ということになったと私どもとしては捉えております。

次に、3番目でございますが、実際の管理はどこがやっているかというようなご質問であったかと思いません。管理につきましては、松田平田設計と契約しまして、実質的には松田平田設計が担当しているようなこ

とになりますが、私ども職員も同じ会議等に出席し、管理等については一緒にそれらを行っているというよう内容となっておりますが、松田平田設計のほうに管理については委託をしているような状況であります。

また、今回の工期変更と合わせて契約金額の変更はないのかというようなご質問であったかと思いますが、今般の工期変更に伴います設計の内容の変更はありませんので、契約金額については変更ないというようなことでございます。

以上、もし何か漏れていましたら、ご指摘をいただければと思います。以上でございます。

○青木秀夫議長 今村議員。

○7番 今村好市議員 施工管理については、全体の管理は設計者であるプロがやっておるので、施工月数14カ月というのが、これは当初の段階で、契約の段階でもそういうものは明らかになるわけではないのでしょうか。ここに来ていろんな建築業界の状況が変わって、1.5カ月増えますよと。2.5カ月の着工遅れと施工の期日が1.5カ月遅れますよというので4カ月という話らしいのでしょうかけれども、その1.5カ月については、もうプロがきちんとやって管理する中で当然それは予測をされるということだと思のですが、その辺はなぜそういうことになってしまったのか。できれば通常の変更契約については、工事内容が変更され、契約金額も変更され、工期も変更されると。これが一つのパターンであります。全く何も変わってなくて、着工が遅れたというのはいろんな事情があったのでしょうかけれども、それは議員協議会で聞いておりますからある程度わかっております。しかし、実施する中で工事期間が最初から1.5カ月短くとしているというのは、プロである施工管理の責任もあるのではないかと思うのですが、その辺はどうなのでしょう。

あともう一点、10月20日に工事については完了するということなのですけれども、この間の議員協議会の説明では、開庁、そこで業務が開始されるのは2月の中旬、20日ごろだということなのですが、なぜ工事の完了から4カ月も開庁までにかかるのかというのがちょっとわからないのですが、これだけの金額をかけてきちんと最初からつくって、開庁日についても、町民も期待をして待っているわけですので、一日でも早く新しいところで町民サービスをすべきと思うのですが、なぜ開庁日が2月20日ごろになってしまうのか、その辺をお願いします。

○青木秀夫議長 小嶋企画財政課長。

[小嶋 栄企画財政課長登壇]

○小嶋 栄企画財政課長 まず、1点目のご質問でございますが、14カ月の工期が実際には15カ月半になった、1カ月半延びたというのはなかなか理解しがたいというようなご質問であったかと思いますが、先ほどの繰り返しとなるわけですが、実施工程は施工者によりまして、各工程を詳細に積み上げた、実際に必要な施工日数であります。実際にこの14カ月と1.5カ月の差がございますが、これはやはり昨年の10月の台風等の影響もあったかというふうに私どもは考えております。また、やはり最近の建築需要等に関連しました資材等の調達にも問題があったかというようなことも考えられます。結果でございますけれども、このような状況も含めての工期も結果的には必要であったのかなというふうなことで今は考えておりますが、私どもはあくまでも、先ほど説明申し上げました標準工期というものをもとに契約、設計を行ったものであります。

また、次の質問でございますが、10月20日に建築が終了し、その後、開庁を年明け、2月上旬に予定しているというふうなことでご説明を申し上げました。これにつきましては、今既に発注といいますか、仮契約

になっております外構工事もしくは今発注の準備を進めております植栽工事等が建築工事が終了した後、どうしても2カ月程度の期間が必要になる。その外構と植栽工事がおおむね建築終了後2カ月かかるというような状況がございまして、それが12月の上旬までかかってしまう。その後、群馬県によります開発協議の開発完了検査を受けることとなります。それがやはり年度末にかかる、もしくは年末年始にかかってしまうということで、おおむねその検査を行った後、約1カ月間ぐらいの期間が、検査済証が来るのがかかるであろうというふうに私どもとしては考えてございます。それと同時に、建築確認の検査を行うこととなります。やはりそれも開発の検査が終わらないと建築確認の検査ができないということで、それも含めまして1月の中旬までどうしてもかかってしまうというようなことを考えております。その後、開発協議の検査済証並びに建築検査の検査済証が来て初めて中に備品等の搬入が可能になるというような段取りになっておりまして、その後、備品等もしくは中の詳細な内装等を、内装といいますか、搬入しまして、竣工式、その後庁舎の机、椅子、ロッカー等の移転、引っ越し等を考えますと、そこにやはり2週間から3週間程度の期間が必要になってくるというようなことがあります。

また、引っ越し場合にも、やはり町民の皆様には行政が滞っては、これは行政サービスがそこでストップすることはできませんので、やはり土日の休日を挟んでの月曜日もしくは火曜日等の開庁が当然なってきます。私どもとしましては、やはり土日の2日間ではなかなか引っ越しが難しいであろう。やっぱり3連休、最低でも3日間の連休が必要であるというふうなことも考えておりまして、それらの要因を考慮しますと、2月の上旬、来年度の2月の3連休明けということの一つの目途として今のところ計画しているところであります。しかしながら、一日も早く開庁したいというのは、私どもとしての考えは基本にありますので、それらに向けて早くできることであれば、開庁を前倒していくこともこれからは検討していきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○青木秀夫議長 今村議員。

○7番 今村好市議員 実施工程等全体を掌握している、工程管理を掌握している設計者、この差があったということなのでしょうけれども、どうなのですか、設計者ですから、いろんな状況は既にわかっているはずなので、工期を決める段階においてそれがわからなかったというのはどうも余りいいことではないのかなというふうに思いますので、これについてはもうできてしまったことだからしょうがないということなのかもしれませんけれども、やっぱり管理監督をする、全体を見る、やっぱり町もきちんとその辺はチェックをしておいたほうがよかったのではないかなというふうに思うのですが、その辺は反省点はあるのかなないのかということも含めてお願いをしたいと思います。

ここで、議会がどうのこうのという話で幾ら議論をしたところで、この議案については通らなければ、また逆に大変なことになってしまいますので、私としては、先ほど企画財政課長が言ったとおり、引っ越しについてはある程度の期間が必要だと。町民サービスを滞りなくやるのだという。できれば年末年始の休み、1週間ぐらいありますから、ぜひそこでしっかりと引っ越しができるような手続を、県も含めて調整をいただいて、外構の一部なんていうのは、場合によっては町民サービスを開始した後でもできるものについてはできるのではないかなと。新しい年を迎えてスタートするというのが、せっかくここまで来ているのですから、2月と言わずに1月の仕事始めから新しい庁舎でスタートできることのほうが私は理想かなという

ふうに思いますので、ぜひその辺についてはお願いをしておいて終わりたいと思うのですが、またもうちょっと細かい点については、あしたの新規重点事業の中で一般質問も出してありますので、ちょっとした議論をさせていただきますが、とりあえず本議案についてはやむを得ないなというふうには思うのですが、細心の注意を払うべきというふうには私は思うのですが、どうでしょうか。

○青木秀夫議長 小嶋企画財政課長。

[小嶋 栄企画財政課長登壇]

○小嶋 栄企画財政課長 今回の工期延長の理由としましては、先ほど申し上げましたとおり、まず2.5カ月の着工の遅れがございました。これは私どもの開発協議、事前協議の遅れに伴う造成1期の遅れでございます。また、もう一つは、先ほど言ったように標準工期と施工工期によりまして1カ月半の遅れです。さまざまな要因がございます。実施工程の遅れにつきましては、気象状況や現場の状況によりやむを得ないものと考えておりますが、やはり一番の要因としましては、造成1期工事の変更による開発協議の遅れであると思っております、したがって要因の多くは私ども発注者側、町にあるというふうに考えてございます。

また、先ほどやはり年末年始の引っ越しというふうなご提案もありました。大変厳しいスケジュールだと思えます。なかなか難しいかなというふうに思っておりますけれども、外構工事につきましては外構工事が終了して初めて開発協議が、検査が受けられるというふうなことも県のほうから指摘を受けておりますので、外構工事を途中で検査を受けるということは、ちょっと今のところできないかなというふうに思っておりますので、一日でも早い開庁に向けて今後とも努力をしていきたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

○青木秀夫議長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○青木秀夫議長 質疑を終結いたします。

これより議案第20号について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○青木秀夫議長 討論を終結いたします。

これより議案第20号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○青木秀夫議長 挙手全員であります。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第21号について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○青木秀夫議長 討論を終結いたします。

これより議案第21号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○青木秀夫議長 挙手全員であります。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第22号について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○青木秀夫議長 討論を終結いたします。

これより議案第22号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○青木秀夫議長 挙手全員であります。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第23号について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○青木秀夫議長 討論を終結いたします。

これより議案第23号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○青木秀夫議長 挙手全員であります。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

○議案第24号 板倉町高齢者福祉計画（板倉町老人福祉計画・板倉町第7期介護保険事業計画）の策定について

○青木秀夫議長 日程第27、議案第24号 板倉町高齢者福祉計画（板倉町老人福祉計画・板倉町第7期介護保険事業計画）の策定についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

〔栗原 実町長登壇〕

○栗原 実町長 議案第24号であります。板倉町高齢者福祉計画（板倉町老人福祉計画・板倉町第7期介護保険事業計画）の策定についてとということであります。

本案につきましては、老人福祉法第20条の8の規定により、老人福祉計画は介護保険事業計画と一体のものとして作成されなければならないとされており、介護保険事業計画は、介護保険法第117条の規定により、3年を1期とする市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画を定めるものとされており、

このため、現在の計画期間の最終年度に当たる平成29年度に、いわゆる本年度中に見直しを行い、新たな高齢者福祉計画として策定するため、板倉町議会基本条例第8条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、よろしくご審議の上、ご決定賜ればと思います。

○青木秀夫議長 落合健康介護課長。

[落合 均健康介護課長登壇]

○落合 均健康介護課長 それでは、若干お時間をいただきまして、議案第24号 板倉町高齢者福祉計画（板倉町老人福祉計画・板倉町第7期介護保険事業計画）の策定についての概要につきましてご説明させていただきます。

本計画は、先ほど町長の提案理由でお話しいたしましたが、老人福祉法並びに介護保険法に基づいて策定を行うものでございまして、平成30年度から32年度の3年間を計画期間とした計画でございます。議案書をごらんいただきまして、ポイントのみ説明をさせていただくような形とさせていただきます。

本計画の概要でございますが、まず第1編、総論におきまして、3ページで計画策定の背景を記述してございます。

次に、4ページで本計画の位置づけといたしまして、計画期間を平成30年度から32年度までの3年間とすることと定めております。

次に、8ページをお願いいたします。8ページからの第2章、高齢者を取り巻く現状と将来の中で、板倉町の人口の状況について記述してございます。

次に、11ページでございますが、11ページで高齢者世帯の状況、次の12ページで被保険者数の状況です。13ページで要支援・要介護認定者の状況。

若干飛びまして、16ページをごらんいただければと思います。16ページにおきまして、介護保険サービスの状況で給付額の推移について記述をしております。

次に、18ページをお願いいたします。18ページにおきまして、日常生活圏域の設定ということで、この日常生活圏域につきましては、地域包括ケアシステムの構築の土台となるということで、おおむね30分以内に必要なサービスが提供される範囲で設定すべきものとされております。これまで同様に、町内を一つの日常生活圏域として設定をさせていただくこととしております。

次に、19ページからのアンケート結果から見る高齢者の現状でございますが、この計画を策定するに当たりまして、高齢者の健康状態、日常生活の状況、福祉サービス等における利用状況、利用意向等を把握し、今後の施策等に展開、利用することを目的といたしまして、町内の65歳以上の介護認定を受けていない方1,000人を対象とした介護予防・日常生活圏域ニーズ調査と在宅で生活をされている要介護認定者を対象として実施いたしました在宅介護実態調査という2つの調査を実施いたしました。その結果の分析を示してございます。

次に、28ページをお願いいたします。若干飛びますが、28ページに板倉町の特徴と課題ということで、以上の町の各種統計データ推計等々、アンケート調査の結果等々から本町の特徴と課題等というものを挙げてございます。

次に、30ページをお願いいたします。30ページから第3章、計画の基本的な考え方ということで、第1次板倉町中期事業推進計画におきまして、「みんなが安心して暮らせるまちづくり」というものが将来像として設定してございます。なお、保健・医療・介護・福祉の分野では、「元気に安心して暮らせるまちづくり」が基本目標とされておりますので、第6期計画同様に、本計画におきましても、「元気に安心して暮らせるまちづくり」を基本理念といたしまして、高齢者が住みなれた地域で生き生きと暮らし続けられるよう地域全体での支援体制の構築というものを目指していくということとしております。

次に、お隣の31ページでございますが、この基本理念の実現に向けまして4つの基本目標ということで、「心やすらぐ健康長寿のまちづくり」、「健康でいきいきと生活できるまちづくり」、「互いに認め合い支え合って生活できるまちづくり」、「自分らしく生活できるまちづくり」、この4つを掲げておりまして、次のページの32ページでは、施策・事業の体系ということで定めてございます。

続きまして、2編の各論でございますが、39ページ以降となります。39ページからの第1章、地域包括ケアシステムの深化・推進では、第6期計画で推進を図ってまいりました地域包括ケアシステムの推進を、この第7期計画ではさらに深化、深めて推進するというので、その取り組みに向けて、高齢者が要支援や要介護状態になっても可能な限り住みなれた地域で安心して暮らしていただけるように積極的に推進する施策と展開というものを示してございます。

具体的な事業といたしまして、41ページからとなりますが、在宅医療・介護連携の推進、43ページからとなりますが、認知症施策の推進、若干飛びまして48ページからは、地域の課題把握・解決策の検討、51ページとなりますが、地域支援事業の推進について第7期計画での事業展開ということで示してございます。

次に、56ページをお願いいたします。56ページから69ページまでが第2章の高齢者福祉事業の充実という章となりまして、この中で健康づくりの推進、高齢者の生活支援の充実、支え合い活動の推進、尊厳の保持と自立支援、介護支援の強化、安全と安心の確保のための各事業を平成27年度から29年度までの現6期計画の実績と平成30年度から32年度までの第7期計画の見込みということで示してございます。

次に、70ページ以降となりますが、70ページから第3章、介護保険事業の充実という章となります。この中で、本町の介護保険サービスのサービス体系を示しておりまして、71ページから各種居宅サービス、介護予防サービス、79ページからは地域密着型サービス、若干飛びますが、85ページからは施設サービス、87ページから居宅介護支援・介護予防支援の充実ということで、各サービスについて、先ほど同様、第6期計画のサービス量実績と平成30年度から32年度までの第7期計画でのサービス見込み量と加えまして、団塊の世代の方が全て高齢者になる平成37年の中期のサービス量を見込んでおります。第7期計画期間中には、新たな施設整備の計画につきましては、本町では予定してございません。

次に、88ページをお願いいたします。88ページからは、給付費と保険料のほうの推計となります。こちら先ほど介護保険条例のご審議の中で、既に保険料の改定についてご審議とご決定をいただいておりますが、今村議員さんからのご質問等でもございましたが、計画期間中の消費税率の見直し等も勘案させていただいて、今後3年間の総費用を算出し、さらに第1号被保険者の負担割合が22%から23%、1%増える。また、国からの財政調整交付金の交付見込み量等の要因によりまして、92ページに算定の表が示してございますが、その表の一番下になります保険料の月額ということで基準額を、現在の6期の4,700円、年額5万6,400円から月額5,300円、年額6万3,600円と月額600円、年額で7,200円となりますが、増額をさせていただくというものでございます。この基準月額5,300円をもとに、右側の93ページでお示したとおり、第1号被保険者の保険料を所得に応じて第1段階から第9段階までの9段階ということで設定をさせていただくものでございます。この点につきましては先ほど、順番が逆で大変申しわけございませんが、介護保険条例の保険料率の改定ということでご審議、ご決定のほうをいただきました。大変ありがとうございました。

最後となりますが、95ページから介護給付費の適正化計画ということで、今回新たに計画の中に盛り込んだ部分でございますが、国、県の適正化計画との整合性を図りながら、町のほうで取り組んでまいります適

正化の取り組みについて記述をさせていただいております。

以上、計画の概要でございますが、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○青木秀夫議長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔なし〕という人あり〕

○青木秀夫議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔なし〕という人あり〕

○青木秀夫議長 討論を終結いたします。

これより議案第24号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○青木秀夫議長 挙手全員であります。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

○議案第25号 町道路線の廃止について

○青木秀夫議長 日程第28、議案第25号 町道路線の廃止についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

〔栗原 実町長登壇〕

○栗原 実町長 続いて、議案第25号のご審議をお願いいたします。町道路線の廃止についてということでもあります。

本案につきましては、国道354号板倉・北川辺バイパスの整備に伴い、既存の町道が分断されることから、町道の見直しが必要となったため、町道路線の廃止をするものでございます。次の26号議案と一体のものでありますが、切り離しの廃止についてということでもあります。

廃止路線につきましては、町道2の34号線ほか16路線、廃止路線の合計延長9,911.4メートル、幅員1.5メートルから6メートルでございます。

以上、これを廃止したいということでの審議でございます。よろしくお願いいたします。

○青木秀夫議長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔なし〕という人あり〕

○青木秀夫議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔なし〕という人あり〕

○青木秀夫議長 討論を終結いたします。

これより議案第25号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○青木秀夫議長 挙手全員であります。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

○議案第26号 町道路線の認定について

○青木秀夫議長 日程第29、議案第26号 町道路線の認定についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 続いて、議案第26号、今度は町道路線の認定ということであります。

本案につきましては、同じく国道354号板倉・北川辺バイパスの整備に伴い、既存の町道が分断されるため、町道の見直しが必要となったことや、板倉ニュータウンの産業用地造成に伴い、区画道路が新設されることから、町道路線の認定を行うものでございます。

認定する路線につきましては、町道2の34号線ほか32路線、認定路線の合計延長1.2796キロメートルであります。幅員1.5メートルから8.5メートルであります。

以上、よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

○青木秀夫議長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○青木秀夫議長 質疑を終結いたします。

これより討論……

〔「ちょっと訂正します」と言う人あり〕

○青木秀夫議長 栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 ちょっと訂正をさせていただきますが、認定路線の合計延長「1.2796」と言いましたが、「12.796キロメートル」であります。申しわけございませんでした。

○青木秀夫議長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○青木秀夫議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○青木秀夫議長 討論を終結いたします。

これより議案第26号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○青木秀夫議長 挙手全員であります。

よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

○議案第27号 平成29年度板倉町一般会計補正予算（第5号）について

議案第28号 平成29年度板倉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について

議案第29号 平成29年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

議案第30号 平成29年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第3号）について

○青木秀夫議長 日程第30、議案第27号 平成29年度板倉町一般会計補正予算（第5号）についてから日程第33、議案第30号 平成29年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてまでの4議案を一括議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 それでは、ちょっと長くなりますが、議案第27号から30号まで、平成29年度各会計の補正予算でありますので、一括して説明いたします。

まず初めに、議案第27号 平成29年度板倉町一般会計補正予算（第5号）についてご説明申し上げます。

本案につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出予算それぞれ1億8,450万3,000円を減額し、歳入歳出の総額を60億6,319万2,000円とするものであります。

歳入につきましては、財産収入に13万5,000円、寄附金に714万円、繰越金に8,230万6,000円を追加し、町税から537万3,000円、地方譲与税から200万円、配当割交付金から100万円、分担金及び負担金から706万1,000円、国庫支出金から2,141万円、県支出金から1,501万4,000円、繰入金から1億9,594万5,000円、諸収入から78万1,000円、町債から2,550万円をそれぞれ減額するものでございます。

歳出につきましては、議会費に24万9,000円、商工費に11万円、諸支出金に5,000円をそれぞれ追加し、総務費から7,398万円、民生費から703万1,000円、衛生費から3,605万1,000円、農林水産業費から4,834万円、土木費から1,090万7,000円、教育費から611万2,000円、公債費から244万6,000円をそれぞれ減額するものでございます。

また、繰越明許費、債務負担行為、地方債につきましても、それぞれ所要の補正をするものでございます。

以上が平成29年度板倉町一般会計補正予算（第5号）についてでございます。

次に、議案第28号 平成29年度板倉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についての説明を申し上げます。

本案につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ188万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億4,940万4,000円とするものであります。

歳入につきましては、後期高齢者医療保険料に69万2,000円、諸収入に13万8,000円、繰越金に105万2,000円をそれぞれ追加するものでございます。

歳出につきましては、後期高齢者医療連合納付金に174万4,000円、諸支出金に13万8,000円をそれぞれ追加するものでございます。

以上が平成29年度板倉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてであります。

次に、議案第29号 平成29年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてでございます。

本案につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,208万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を24億7,540万1,000円とするものであります。

歳入につきましては、国民健康保険税に1,700万円、繰入金に3,201万9,000円、繰越金に6,072万3,000円を追加し、国庫支出金から6,327万6,000円、療養給付費等交付金から403万5,000円、県支出金から818万円、共同事業交付金から7,633万5,000円をそれぞれ減額するものでございます。

歳出につきましては、総務費に159万3,000円、前期高齢者納付金等に9,000円、諸支出金に149万8,000円を追加し、保険給付費から418万2,000円、共同事業拠出金から4,100万2,000円を減額するものであります。その他繰越明許費につきましては、議案書のとおりであります。

以上が平成29年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。

次に、議案第30号 平成29年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第3号）についての説明であります。

本案につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ348万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億7,486万4,000円とするものであります。

歳入につきましては、財産収入に1,000円、繰越金に2,606万3,000円を追加し、繰入金から2,257万6,000円を減額するものであります。

歳出につきましては、基金積立金に531万5,000円を追加し、総務費から182万7,000円を減額するものでございます。

以上が平成29年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第3号）でございます。

通して申し上げましたが、議案第30号までご説明を申し上げました。よろしくご審議いただきますよう、ご決定賜りますようお願いいたします。

○青木秀夫議長 説明が終わりました。

お諮りいたします。議案第27号から議案第30号までの4議案は、予算決算常任委員会に付託の上、審議することにしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○青木秀夫議長 異議なしと認めます。

よって、議案第27号から議案第30号までの4議案は、予算決算常任委員会に付託の上、審議することに決定いたしました。

○議案第31号 平成30年度板倉町一般会計予算について

議案第32号 平成30年度板倉町後期高齢者医療特別会計予算について

議案第33号 平成30年度板倉町国民健康保険特別会計予算について

議案第34号 平成30年度板倉町介護保険特別会計予算について

議案第35号 平成30年度板倉町下水道事業特別会計予算について

○青木秀夫議長 日程第34、議案第31号 平成30年度板倉町一般会計予算についてから日程第38、議案第35号 平成30年度板倉町下水道事業特別会計予算についてまでの5議案を一括議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 それでは、引き続き平成30年度の各会計の当初予算を一括して説明させていただくところであります。

初めに、議案第31号 平成30年度板倉町一般会計予算についてご説明申し上げます。

本案につきましては、平成30年度板倉町一般会計予算であり、歳入歳出予算の総額をそれぞれ65億4,500万円と定めるもので、前年度対比6億6,900万円、11.4%の増となっております。

歳入予算の内訳といたしましては、町税19億2,861万1,000円、地方譲与税9,300万円、利子割交付金200万円、配当割交付金400万円、株式等譲渡所得割交付金400万円、地方消費税交付金2億3,800万円、ゴルフ場利用税交付金1,200万円、自動車取得税交付金2,500万円、地方特例交付金600万円、地方交付税11億2,000万円、交通安全対策特別交付金180万円、分担金及び負担金3,115万3,000円、使用料及び手数料4,018万2,000円、国庫支出金4億926万1,000円、県支出金4億6,664万7,000円、財産収入640万3,000円、寄附金4,000円、繰入金8億3,787万8,000円、繰越金2億円、諸収入7,796万1,000円、町債10億4,110万円となっております。

歳出予算の内訳といたしましては、議会費8,903万3,000円、総務費17億3,201万6,000円、民生費17億4,507万7,000円、衛生費5億548万7,000円、労働費24万8,000円、農林水産業費3億7,717万3,000円、商工費7,449万5,000円、土木費4億6,135万円、消防費5億2,464万4,000円、教育費6億5,680万1,000円、災害復旧費1,000円、公債費3億5,867万円、諸支出金5,000円、予備費2,000万円となっております。

その他、債務負担行為、地方債、一時借入金、歳出予算の流用につきましては、議案書のとおりであります。

以上が平成30年度板倉町一般会計予算についての説明であります。

次に、議案第32号、同じく後期高齢者医療特別会計予算についてご説明を申し上げます。

本案につきましては、平成30年度板倉町後期高齢者医療特別会計の当初予算であり、歳入歳出予算の総額を1億5,829万円と定めるもので、前年度対比は13.8%の増額となっております。なお、増額の主な理由につきましては、後期高齢者の増加により、後期高齢者医療保険料と後期高齢者医療連合納付金を増額したためであります。

歳入の主なものにつきましては、後期高齢者医療保険料1億1,181万9,000円、繰入金4,590万1,000円でございます。

次に、歳出の主なものにつきましては、総務費175万6,000円、後期高齢者医療連合納付金1億5,343万2,000円でございます。

以上が平成30年度板倉町後期高齢者医療特別会計予算であります。

続いて、議案第33号 平成30年度板倉町国民健康保険特別会計予算についてであります。

本案につきましては、平成30年度板倉町国民健康保険特別会計の当初予算であり、歳入歳出予算の総額をそれぞれ21億7,946万9,000円と定めるもので、前年度対比12.9%の減額となっております。なお、減額の主

な理由につきましては、平成30年度国保制度改革に伴います会計科目の改正によるものでございます。

歳入の主なものにつきましては、国民健康保険税 4 億4,340万4,000円、県支出金15億8,915万2,000円、繰入金 1 億3,522万5,000円でございます。

次に、歳出の主なものにつきましては、保険給付費15億5,747万9,000円、国民健康保険事業費納付金 5 億4,947万7,000円でございます。

以上が平成30年度板倉町国民健康保険特別会計についての予算のあらましでございます。

次に、議案第34号 平成30年度板倉町介護保険特別会計予算について説明を申し上げます。

本案につきましては、平成30年度板倉町介護保険特別会計の当初予算であり、歳入歳出予算の総額をそれぞれ12億7,699万3,000円と定めるものでありまして、前年度対比2,616万8,000円、2.1%の、これにつきましては増加となっております。なお、増額の主な理由につきましては、要介護認定者等の増加に伴います介護サービス利用者の増による予定増額でございます。

歳入の主なものにつきましては、保険料 2 億9,820万3,000円、国庫支出金 2 億5,168万2,000円、支払基金交付金 3 億2,103万2,000円、県支出金 1 億8,044万1,000円、繰入金 2 億2,562万2,000円でございます。

次に、歳出の主なものにつきましては、総務費5,354万5,000円、保険給付費11億4,978万円、地域支援事業費6,825万7,000円、予備費500万円でございます。なお、保険給付費が歳出総額の90%を占める状況でありますことを申し添えたいと思います。

以上が平成30年度板倉町介護保険特別会計予算についてであります。

続いて、議案第35号 平成30年度板倉町下水道事業特別会計予算についてでございます。

本案につきましては、平成30年度板倉町下水道事業特別会計の当初予算であり、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 1 億8,665万9,000円と定めるものでございます。

歳入につきましては、使用料及び手数料は5,110万2,000円、他会計繰入金 1 億2,555万2,000円、繰越金 1,000万円を見込み、計上いたしたところであります。

なお、施設整備工事につきましては、予定がございませんので、国庫補助金、県補助金及び町債等は存目程度としてそれぞれ1,000円ずつを計上しております。

次に、歳出につきましては、下水道費8,557万円、公債費9,808万9,000円、予備費300万円を計上しておりまして、以上が板倉町の平成30年度下水道特別会計の予算となっております。

以上、議案第31号から議案第35号まで一括してご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○青木秀夫議長 説明が終わりました。

お諮りいたします。議案第31号から議案第35号までの5議案は、予算決算常任委員会に付託の上、審議することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○青木秀夫議長 異議なしと認めます。

よって、議案第31号から議案第35号までの5議案は、予算決算常任委員会に付託の上、審議することに決定いたしました。

○陳情第1号 町道3171号線の拡幅整備について

○青木秀夫議長 日程第39、陳情第1号 町道3171号線の拡幅整備については、産業建設生活常任委員会に付託の上、審議することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○青木秀夫議長 異議なしと認めます。

よって、陳情第1号は、産業建設生活常任委員会に付託の上、審議することに決定いたしました。

○陳情第2号 年金支給の隔月支給を毎月支給に改める陳情

○青木秀夫議長 日程第40、陳情第2号 年金支給の隔月支給を毎月支給に改める陳情については、総務文教福祉常任委員会に付託の上、審議することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○青木秀夫議長 異議なしと認めます。

よって、陳情第2号は、総務文教福祉常任委員会に付託の上、審議することに決定いたしました。

○陳情第3号 町道2179号線の拡幅整備について

○青木秀夫議長 日程第41、陳情第3号 町道2179号線の拡幅整備については、産業建設生活常任委員会に付託の上、審議することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○青木秀夫議長 異議なしと認めます。

よって、陳情第3号は、産業建設生活常任委員会に付託の上、審議することに決定いたしました。

○散会の宣告

○青木秀夫議長 以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

次の本会議は、明日午前9時から一般質問を行います。

本日の本会議はこれをもって散会といたします。

大変お疲れさまでした。

散 会 (午前11時50分)